

コンビニエンスストア等における証明書の自動交付（コンビニ交付）サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、更に激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応できる社会基盤の構築のためには、情報通信技術（ICT）を活用した新たなサービスを活用することが重要である。更に、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実には起こりはじめ、今後、その深刻度が増すことが懸念されるようになり、重要性が一層高まっている。

各地方公共団体は、災害対策基本法第90条の2に基づき、自然災害（風水害、地震、津波等）などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を交付しなければならないが、現状では証明書の申請及び交付の際には、被災者が市町村の窓口に出向かなければならない。災害時の移動は困難を極める上、地方においては役場まで車で数十分以上かかる場合もある。更に災害時には役所窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないため、来庁者を減らすことが重要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 全国5万か所以上のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されたコンビニエンスストア等のコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を交付できるようにすること。
- 2 マイナンバーを活用したマイナポータル等での罹災証明書の申請については、各地方公共団体がその利用を希望すれば、すぐに実施できる現状について、周知・徹底を早急に行うこと。
- 3 マイナンバーを活用した被災者台帳を全国の自治体で作成できるよう推進すること。
- 4 被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 宛て
総務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（防災）

福島県議会議長 太田光秋